

事業復興型雇用確保事業

令和7年度当初予算額 制度要求（制度要求） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被災地では、特に沿岸地域を中心に人手不足が深刻化しており、本格的な雇用復興にはなお時間を要する状況にある。
- こうした被災地特有の現状に対応するため、地域の産業の中核となる中小企業が事業を再開等するに当たって、被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うことで、復興の推進を図るものである。

2 事業の概要・実施主体等

【事業実施期間】

事業を再開等した中小企業が、被災求職者等を雇用した場合、3年間助成
（初めて被災求職者等を雇用した日から起算して2年の間に雇用した被災求職者等が助成対象）

【実施地域】

岩手県（沿岸部）、宮城県（沿岸部）、福島県（全域）

【対象事業所】

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所等（福島県の被災15市町村を除く）であって以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所（①の事業を優先的に採用）

- ① 国や自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。）又は雇用のミスマッチに対応するための産業政策の対象となっている事業
- ② ①以外で、「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業

【内容・要件】

○雇入費助成

- ・被災三県求職者の雇入れ1人当たり120万円（短時間労働者は60万円）を助成。
- ・1事業所につき2,000万円（3年）を上限。

※期間の定めのない雇用等に限る。
※福島県の被災15市町村の事業所については、1人当たり225万円（短時間労働者は110万円）とする。
※助成額は3年間の合計とし、1年ごとに支給する。
※1年ごとの支給額は段階的に減らす仕組みとし、各自治体が独自に設定する。

○住宅支援費助成

- ・求職者（一般求職者を含む）の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した経費の3/4を助成。
 - ・1事業所につき240万円（年額）を上限。
- ※宿舍の新規借り上げ、追加借り上げ、住宅手当の新規導入、手当拡充を行った場合に限る。
※定着状況を確認し、1年ごとに最大3回支給する。

